

保 発 0605 第 5 号
令和 8 年 6 月 5 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の
一部を改正する省令の施行について

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 99 号。以下「改正省令」という。）が本日公布・施行されたところです。

改正省令の主な内容は、下記のとおりですので、管内市町村（特別区を含む。）及び関係団体に周知いただくとともに、制度の実施に遺漏のないようお願いいたします。

記

第 1 改正の趣旨

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高確法」という。）第 20 条において、保険者は、特定健康診査等実施計画に基づき、40 歳以上の加入者に対して特定健康診査を行うものとするが、加入者が特定健康診査に相当する健康診査を受け、その結果を証明する書面の提出を受けたとき等はこの限りでないとされているところである。

本日公布された健康保険法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 31 号）により、高確法第 20 条が改正され、加入者が特定健康診査に相当する診査を受けた場合の当該診査の結果の提供は、厚生労働省令で定めるところにより当該結果の記録の写しによるものとするものとされたところである。

本改正省令は、上記の高確法第 20 条の改正を踏まえ、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成 19 年厚生労働省令第 157 号。以下「基準省令」という。）を改正し、特定健康診査に相当する診査を受けた場合の当該診査の結果の提出方法について規定するものである。

第 2 改正の概要

高確法第 20 条の規定により、特定健康診査に相当する診査を受け、その結

果の記録の写しを提供するに当たっては、加入者等の利便性向上やコスト削減などのため、電子情報での提出を原則とすることとし、電磁的方法により作成された当該結果の記録を記録した光ディスクを提供する方法その他の適切な方法により行うものとする。（基準省令第1条の2関係（新設））

その他、上記改正に伴う所要の改正を行う。（基準省令第10条第1項関係）

第3 運用上の留意事項等について

第2のとおり、電子情報での提出を原則とするものの、書面での提出を妨げるものではない。

保険者における結果の記録の授受及び保管に当たっては、個人情報保護法に基づくガイドライン等（「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」等）に基づき、必要かつ適切な措置を講ずること。

以上